

岩手県契約審議会会議録

開催日時

令和8年2月3日（火） 10：00～11：30

開催場所

エスポワールいわて3階 特別ホール

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 報 告
令和6年度特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について
 - (2) 議 題
県が締結する契約に関する条例の基本理念（契約の透明性、地域経済の振興、社会的価値の向上）の実現に向けた必要な取組の改訂について
- 5 意見交換
最低賃金及び賃上げ支援について
- 6 その他
- 7 閉 会

会議に出席した委員

【委 員】

佐藤 あすか	弁護士
鈴木 圭	日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長
錦山 裕 充	公益社団法人日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長
藤田 芳 男	一般社団法人岩手県経営者協会専務理事
本田 純	社会保険労務士
宮本 ともみ	岩手大学人文社会科学部教授
役重 眞喜子	岩手県立大学総合政策学部准教授

事務局出席者

箱石 知義	商工労働観光部部長
下川 知佳	定住推進・雇用労働室長
菅原 俊樹	定住推進・雇用労働室労働課長
長坂 聡美	定住推進・雇用労働室労働担当主任主査
菊池 映美	定住推進・雇用労働室労働担当主事
佐々木 香歌	定住推進・雇用労働室労働担当主事

関係課出席者

熊谷 綾子	商工労働観光部経営支援課金融・商業振興担当課長
本間 浩二	県土整備部建設技術振興課建設業振興担当主任主査

令和7年度 岩手県契約審議会

日時 令和8年2月3日（火）午前10時00分～
場所 エスポワールいわて3階 特別ホール

1 開 会

○菅原労働課長

委員7名中7名全員の出席を確認し、県が締結する契約に関する条例第13条第2項の規定により、会議が成立していることを報告し、令和7年度岩手県契約審議会を開催を宣言した。

2 挨 拶

箱石商工労働観光部部長から挨拶を行った。

○箱石商工労働観光部部長 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました県商工労働観光部の箱石でございます。

本日は御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

県が締結する契約に関する条例は、岩手県が発注する契約を通じて労働者の適正な労働条件の確保、それから事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進により、県契約の発注の増加及び県民の福祉の増進に資することを目的として、平成28年4月1日の完全施行から10年目を迎えてございます。

この間県では、条例の基本理念の実現に向けた取組の充実を図るとともに、条例附則第2項の規定に基づき、平成30年度から本審議会において条例の施行状況等について検討も重ねていただいているところでございます。今後も、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、必要に応じて条例等の見直しについて検討を継続してまいりたいと考えてございます。

本日は、令和6年度特定県契約における賃金支払状況等の報告や条例の基本理念の実現に向けた本県の取組について御審議をお願いするほか、最低賃金及び賃上げ支援について皆様から各業界の現状等に関する御意見を伺う予定としてございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれの御専門の分野、また県民の視点などから忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。

箱石部長は所用のため、ここで途中退席。

3 委員紹介

○菅原労働課長

委員の異動があったため、新任の委員の紹介を行った。

新任委員：公益社団法人日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長
錦山裕充委員

続いて、審議会の進め方について説明を行った。

審議会の進め方：

初めに、特定県契約に係る賃金支払状況等の報告、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現に向けた必要な取組の改訂につき事務局から説明の後、委員の意見等を頂く。

意見交換として、最低賃金及び賃上げ支援について、委員それぞれのお立場から意見を頂く。

この後、条例第 12 条第 2 項の規定により、会議の運営を宮本ともみ会長へ引き継がれた。

4 議 事

(1) 報 告

令和 6 年度特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について

(2) 議 題

県が締結する契約に関する条例の基本理念（契約の透明性、地域経済の振興、社会的価値の向上）の実現に向けた必要な取組の改訂について

○宮本ともみ会長 それでは、次第によりまして議事を進めてまいります。
まず、報告、令和 6 年度特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について事務局から説明をお願いします。

○菊池主事

資料 1 に基づき、令和 6 年度特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について説明を行った。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの報告に対しまして、委員の皆様から御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

役重委員、お願いします。

○役重眞喜子委員 確認までなのですがすけれども、1 ページ目の 2 の表ですね。それぞれ特定県契約の件数とそれから報告対象選定の件数というふうになっているのですが、例えば指定管理協定の 23 という、特定契約の該当数だと思うのですが、こちらの規定によれば 3,000 万円以上の協定額ということですが、これは県全体の指定管理施設あるいは指定管理協定のどの程度をカバーしているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○宮本ともみ会長 では、事務局をお願いします。

○菅原労働課長 県全体の指定管理契約がどれくらいあるかというのは、今の時点では把握しておりません。基準を満たした県契約は 23 件、そのうち今回 6 件を報告させていただいたという整理でございます。

○役重眞喜子委員 ありがとうございます。直感的には 23 というのは物すごく一部分なような気がしています。3,000 万というのも、県の施設は大きいからいろいろですけれども、大きいのから小さいのからいろいろありますけれども、かなり部分的なのかなと思っています。

この指定管理に関しては、制度導入 20 年を過ぎて、いろんな課題が指摘されているのは御案内のとおりです。この契約の実効性の確保というところから

してのこの3,000万という額なのだろうなどは思っているのですが、果たしてそのくらいの捕捉で適切なかどうかということも含めて、担当部においてはきちんと把握して、教えていただければと思います。
以上です。

○宮本ともみ会長 はい、どうぞ。

○下川定住推進・雇用労働室長 事務局のほうから補足をさせていただきます。
先ほど御質問のありました指定管理の施設の件数でございますが、令和7年4月1日現在で46件、46施設というふうになってございます。ですので、今回抽出したもの、契約してここの選定の対象となったのが23ということでございますので、半分ぐらいをカバーしている状況です。

○宮本ともみ会長 役重委員、よろしいでしょうか。

○役重眞喜子委員 はい、分かりました。

○宮本ともみ会長 3,000万円以上ということで、半数、これをどう見るかというところですが、委員から御意見賜ったように、今後も事務局で意見どおり検討していただければと思います。事情によっては、また審議会のほうでの審議にも上がってくるのかもしれませんが、ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。
鈴木委員、よろしく申し上げます。

○鈴木圭委員 参考までに聞きたいのですが、工事請負契約、対象になるのが4件なのですが、ここ数年間ぐらいの推移というのは、件数的には減っているのでしょうかということをおっしゃれば教えてもらいたいです。

○宮本ともみ会長 工事請負契約の件数ですが、お分かりになりますか。事務局。

○菅原労働課長 まず、推移というところで御説明したいと思うのですが、令和4年度の選定分というところでは、工事請負契約については2件選定して、2件報告でした。令和5年度の選定分につきましては11件対象になりまして、そのうち6件について報告したという状況でございます。

○鈴木圭委員 波があるということですね。

○宮本ともみ会長 よろしいですか。参考までということで。
ほかにはいかがでしょうか。
（「なし」の声あり）

○宮本ともみ会長 それでは、次の議題に移ってまいりたいと思います。
次に、議題、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現に向けた必要な取組の改訂についてを事務局から説明をお願いします。

○菊池主事

資料2-1、2-2、2-3に基づき、県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現に向けた必要な取組の改訂について説明を行った。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆様から御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木圭委員 項目ナンバー66 の4週8休等の達成状況ですけれども、建設業界はここ近年、週休2日制が広がっているのですが、今現在どのぐらいが、建設業界全体でどのような状況にあるのかというのを把握していたら教えてほしいのと、これはプラス評価だと思っていますので、4週8休でなくても一応問題ないという判断になると思うのですが、いわゆる事業者にとってハードルが高いのかどうなのか御説明いただければと思います。

○本間主任主査 岩手県土整備部建設技術振興課の本間と申します。ただいまの御質問についてなのですが、建設業界全体での週休2日への取組ということで、全体となると個人事業主も含まれますので、全体という数値は当方のほうで把握はしていないのですが、県が発注する公共工事、県土整備部が発注する工事におきましては、完全週休2日制で発注するようにしておりまして、100%、週休2日の工事として発注しているというような状況でございます。

次に、ハードルが高いのかどうかということですが、建設業の性質上、完全週休2日、土日に全て休むということがなかなか難しいということもありまして、週休2日を実施できなかった場合は、年間105日休暇を取るということを労働基準監督署へ届出している。その届出の写しをもって、週休2日相当の休日確保したということで評価することとしてございます。

以上となります。

○鈴木圭委員 ありがとうございます。

○宮本ともみ会長 ほかに皆様いかがでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤あすか委員 1ページ目、2-1の項目ナンバー74、93、95の部分で、この場で改訂案を諮りまして、その理由というところを書いてあるかと思うのですが、「令和7年度以降に作成される名簿」というのは入札の方の名簿ですか。その中の、その名簿から登録基幹技能者の雇用に関する評価項目と継続学習に関する項目を削除することになったとあるのですが、その下には今度表彰実績に関する新たな項目が追加されると。これは何か変更するに当たって、変更することになった理由などがあれば教えていただきたいのですが。

○宮本ともみ会長 私のほうからも意見が出なければお聞きしたいなと思うことを佐藤委員から同じように、この理由のところ、何で削除されたのかという、

そちらのほうを知りたいところだと思います。お願いいたします。

○**本間主任主査** 県土整備部の本間です。こちらの理由が簡潔に記載し過ぎていましたので、説明不足のところもあるかと思いますが、岩手県の工事の入札に参加する場合は、事前に資格審査というものを行っておりまして、この資格審査というものが大きく分けて2つあります。

1つ目が全国一律の基準による評価というものがありまして、2つ目としましては岩手県が独自に基準を定めて審査するという、大きく分けてこの2つがあるという状況でございます。

全国一律の基準についてなのですが、こちらが経営事項審査というものになるのですが、今回削除しました74番と93番、この2つにつきましては国の全国の一斉の審査のほうに取り込まれたということで、今までの評価を続けますとダブルで審査というか、加点するということになりましたので、国のほうに取り込まれたものは県の独自の評価から削除するというような経緯で、単純に削除したというものではないということを御説明したいと思います。

次に、95番の表彰制度というところですが、表彰制度につきましても近年表彰制度を実施してきていたところですが、表彰制度を始めてまだ期間もさほどたっていなかったということで、こちらの項目を追加しますと一部の企業に加点が偏ってしまうというところがあったことから、ある程度表彰される企業が蓄積されてきたということで、こちらを令和7年度のほうから評価項目として追加するというようにした経緯がございます。

以上となります。

○**宮本ともみ会長** よく分かりました。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○**佐藤あすか委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**宮本ともみ会長** それでは、本田委員、お願いします。

○**本田純委員** 本田です。先ほどの鈴木委員の質問に関連してだったので、私も、社会保険労務士をしておりますので、建設業の就業規則の改正ということで、この4週8休というところはかなりインパクトがあって、かなりの建設業者が就業規則の変更をしたという経緯を知っております。

ただ、建設業というものは1日8時間でないところがもともと多くて、7時間半だったり7時間というところが多いのです。そうすると、単純に4週8休にしたときに、かなり総労働時間が減るということで、4週8休あるいは105日にするに当たって、結局1日の労働時間を8時間に延ばして対応したり、あるいは日給者、現場作業員というのは多くて、休日が増えることによって結局働く日数が減りますので、年収ベースで減ってしまいますので、私どもからは、それであれば日給単価を上げて年収が下がらないようにしなければいけないとか、そういったところでの細かい手当ををしていかないと、単純に休日を増やさなければいけないとか、こういう形式的なところを重視してしまうと、結構内実のところ働く人たちの労働条件が下がってしまうとか、そういうことも起きているということがありますので、そういったところもちょっときめ細

やかに見てもらえると、非常に働く人たちの生活の質の向上ということにも資するのかなというふうに今、こういうところで4週8休というものが出ているので、みんなこぞって4週8休に、あるいは105日というところを取り組んだのだなということをお聞きしながら聞いておりました。

以上です。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

何か担当のほうからありますでしょうか。

○本間主任主査 県土整備部、本間です。今いただいた意見のとおり、我々のほうも地域の建設企業の方と意見交換しておりました、やはり建設業、仕事柄日給の方が多いと。土日休むと実際の給料が減ってしまうというところもありますので、そういった声を聞きながら、どういった改善が必要かなどの施策について意見交換しながら進めているというところがございます。

参考までですが、県の発注する公共工事におきましては、週休2日工事の取組をした工事については、今おっしゃられたようなことを考慮しまして、コストを上げるというような取組も行っております。例えば1,000万の工事であった場合に、週休2日に取組んだ場合は数%契約価格を向上させるというような取組などもしております。

ただ、それでも実際はまだまだコストがもう少しかかるとか、そういった意見もございますので、建設企業の方と今後も意見交換しながら、適正な賃金であるとか、職場環境が確保できるような対策について進めていきたいと考えております。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

大変貴重な御意見だったと思います。担当課のほうでも意見を吸い上げながら、継続的に配慮あるいは考慮していただければと思います。

鈴木委員がさっきおっしゃったのは、ハードルが高いかどうかという点をお聞きされておりましたし、本田委員のほうは労働者側の全体としての実質下がるようではということで、いろいろな側面からの継続的な検討をよろしく願います。

ほかに皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

5 意見交換

最低賃金及び賃上げ支援について

○宮本ともみ会長 では、次に移ってまいります。意見交換を行います。

初めに、事務局から最低賃金制度及び県の中小企業支援策について御説明をいただきます。その後、参加者の皆様から、今回はこういうトピックがなくて自由意見で状況等をお伺いしたのですけれども、今回は事務局のほうからこの2つの項目について説明をいただいた後、皆様から順次御発言、佐藤委員から行きまして、順に御意見を伺ってまいります。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○菅原労働課長

資料3 P 1～P 3に基づき、最低賃金制度及び岩手県物価高騰対策賃上げ支援費について説明を行った。

○熊谷担当課長

資料3 P 4～P 7に基づき中小企業者支援策について説明を行った。

○宮本ともみ会長 話題提供ありがとうございました。

それでは、最初に申し上げました、皆様の意見を伺っていきたいのですけれども、これは今最低賃金及びその支援策、それに対してのいろいろ説明いただきましたけれども、内容理解ということよりも、皆様からはこの話題提供を基にして各業界等の最低賃金及び賃上げに関する現状や、それに対する必要な支援などについて、自由に御意見いただければと思います。お願いいたします。佐藤委員から。

○佐藤あすか委員 賃上げの部分とは少しまた離れてしまうのですが、先ほどの県の説明にあったように、小規模事業者の倒産が増えてきているというお話をされて、それを前提にいろいろな策を講じていただいていると思います。

去年も多分この場でお話しさせていただいたと思うのですが、去年1年間ですか、岩手日報の記事にもあったのですが、岩手県の倒産件数 81件で、それが東日本大震災以降、おとし、昨年と引き続いて2年連続最高数値だという記事がありまして、本当にうちの事務所でも、その81件の中に入っていると思うのですが、6件、会社の倒産の申立てがありまして、もう1件申し立てたら、また次来る、次来るというような状況でした。本当に大変な状況なのだなというのを、事務所一同ひしひしと感じているような1年間でした。

先ほどの説明にもあったように、物価高騰の理由で、ちょっと経営圧迫されているところが多いのですが、一番、事務所でやっていたが多かったのが、人手不足の問題でした。小さい企業が大企業と同じような水準で賃金を払うことができないので、どうしても若い人とかが大きな企業に流れてしまっている。少しでもやっぱり働く側としては給料のいいところに行くことで行ってしまわれるので、どうしても本当に昔からある小さい会社たちが、仕事はあるのだけれども、結局人がいないので仕事が回らなくて、売上げが上がらず、返済ができなくて倒産に追い込まれるというのが本当にもう何件もあったので、これは大変な状況だなということを感じていました。あと、後継者不足もですか。

私がこのことに関して何か対策があるかと言われると、ちょっと難しく、なかなかそこは結びつかないのですが、ただ先ほどのいろんな支援事業、専門家やアドバイザーの派遣などの事業も、企業によってはかなり効果的な支援にはなるかと思うのですが、本当に人手不足のようなもの、あと後継者不足、人材不足のような根本的な部分の支援だったり、その解決に向けての取組というものを、県のほうでダイナミックに何か講じていただく必要が本当にあるのではないかなと感じていました。

以上です。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。確かに前回は委員から人手不足だとい

うことを聞かせていただいて、その後のニュースも今意見にあったとおりでした。それで最賃上げというふうに、先ほどからハードルの話も出ていたりしますけれども、人手不足、非常に人口減に伴って、しかも人手不足、倒産がということにも、大変貴重な意見だったと思います。ダイナミックに考えていただければと思います。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木圭委員 最低賃金の件は、連合岩手が労働者委員5名を派遣してまして、去年は結構思ったよりも上がったという受け止めです。政府が2000年代に加重平均1,500円と言っていて、そこに持っていくためには1年でどのくらい上げなければならないのかというのが見えてくるので、労働側としてはそれを主張したのと、物価もそれなりに上がっていますので、最賃は上がるものの、実質賃金は目減りで推移していて、生活者の暮らしは厳しくなっているという受け止めの上で対応させていただきました。

当然こういう状況なので、労使の主張はかみ合わず、最終的には公益側の委員が判断して、そういう経過になったということでございまして、このまま高い水準で上がっていくと、こういった国とか県の支援がないと事業者は経営を維持できないし、賃上げもできないという状況が続くので、まずは政府のほうには物価高対策というか、物価が上がっていくのはいいのですけれども、ある程度安定して少しずつ上がっていくようなものを求めていきたいなと思っております。

今年の春闘も今週末に要求案はオフィシャルにしますけれども、それなりに高い賃上げの要求額になるということ、その背景は東北の中でも岩手・宮城、宮城・岩手と言ったほうがいいでしょうか、が今年の春闘の妥結結果もかなり高い水準ですので、労働組合があるところですけども、平均の月給は、平均賃金は上がってきている。そういうのもありますし、盛岡自体が物価高騰が高めに出しておりますので、そういったものが背景にあります。

実際は労使で交渉した上で、納得いく交渉を重ねて、最後は妥結に至るといような状況であります。2万円以上要求するところもありますし、昨年よりもかなり賃上げの要求額が増えてくるのではないかなと感じているところがございます。

物価高騰対策なのですが、今、衆議院選挙をやっているの、国の予算が決まらないので、県が暫定で予算を決めるのかどうか分かりませんが、新年度に向けたスタートダッシュが切れるのかどうかというのはちょっと不安に感じていて、その辺何かしらこういうところに影響が出るのか、出ないのかというあたりは聞いてみたいなと思っております。

あとは、物価高騰対策賃上げ支援費ですが、中小企業等を対象にして、要件緩和もしてもらったと思うのですが、例えばこの中小企業等に含まれない法人とか、そういうものはどのくらいあるのかなとか、そういうところも人材を抱えて賃金を払っている関係もありまして、その辺が私も把握できていないところがあるので、もし分かったら教えていただけたらなと思います。

○宮本ともみ会長 いろいろな調整が必要なのだなという中で、大変貴重な情報提供だったと思います。ありがとうございます。

では、錦山委員、お願いします。

○錦山裕充委員 お疲れさまでございます。私のほうからは、意見を述べさせていただく前に、1点確認と1点質問させていただきたいと思っておりますけれども、資料3の意見交換に関わる参考資料②番の賃上げ支援費の概要の資料について確認がでございます。

こちらの資料の下から2番目のところの申請受付開始、「令和7年2月中旬(予定)」となっているのですけれども、これは令和7年、昨年(2025年)の2月からということで間違いないでしょうか。

○菅原労働課長 申し訳ございません。令和8年2月でございました。

○錦山裕充委員 ありがとうございます。では、今年の2月中旬からの受付予定ということで確認をさせていただきました。

そうしましたら、私のほうからの意見になるのですけれども、今回のこの支援費に関して1事業者当たり最大50名分、最大400万円と記載しているのですけれども、少しだけ私の勤めている会社の話させていただきますと、私の会社は奥州市水沢で食品製造業をやっている会社でございます。従業員人数でいうと約230名。そのうち海外からの特定技能・特定活動が110名ほど、約半分近くいる会社になっております。となりますと、この取組の最大50名分というふうなところで言うと、いただけるのはありがたいと思いつつも、50名だと少し少ないなと感じてしまうところがありましたので、ここからは意見になるのですけれども、例えばそれを事業所別であったり、売上別であったり、そういったところでこの人数の幅を調整していただくような工夫がされれば事業者のほうも助かるなと思われましたので、意見とさせていただきます。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。意見が出ました。よろしく願いいたします。

では、藤田委員、お願いします。

○藤田芳男委員 経営者協会の藤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この場合は契約審議会なものですから、県内経営者の実態であるとか、経済の状況であるとかということについてのコメントは差し控えさせていただきたいと思っております。何しろ最低賃金については、私、使用者代表委員でございますので、その点も含めまして、この場でのコメントを差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ1点だけ、資料3の2ページの資料の作り方には意見を述べさせていただきたいと存じます。何かといいますと、岩手県最低賃金の位置づけというところでございます。東北では岩手県は何位とか、宮城が今年(2025年)は1位であるとか、ランキングをされておりますけれども、これ基本的に契約審議会は公開で、県民の方にこの資料も当然オープンになるということでございますが、一見すると、ここに書いている数字のメッセージは、岩手県は全国から見ても最下位に近いランキングの最低賃金だというようなメッセージを送っているように私は思いますし、また最低賃金審議会の委員をしている経済団体の私以外の方々も多分そう思うのだと思います。

なぜそう言うかというのと、その最低賃金というのは、あくまでも必ず払わな

ければならない、皆さん御案内のとおりでございますので、払わなければ罰則もあるということでございます。強行法規の法律に基づいているということなのです。ただ、最低賃金が低いと、県内の経済の1人当たりの云々というの低いかという、そうではないのです。私の記憶では、1人当たりの県民所得は全国で31位かその辺りだと思います。可処分所得も多分、国交省の調査で30位ぐらいで、ここを見ると最低賃金の数字は下から数えて何番目とあるのですけれども、これは誤ったメッセージに捉えられかねないということです。あくまでも最低賃金は、県内どこでもこの金額以上を払わなければ国家として許しませんよという法律なのです。それと個々の、岩手県であると例えば産業競争力であるとか、潜在的な経済力を伴っている数字ではないということをおバックボーンに持ちながら見ればいいのですけれども、一般県民の方はこの資料だけ見ると、岩手県の最低賃金は低いのだと、低いままなのだ。東北では去年5位から4位に上がったというぐらいのメッセージにしか見えないということでございますので、私はこの資料の調製はもう少し御配慮あったほうがいいのかなということをお付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。誤ったメッセージにならないかという御意見をいただきました。

資料は確かに公表を、これ議事とはいえ意見交換ですので、参考資料に基づいて意見交換を行ったというような、この資料までを公表しないというような手当てができますか。

○菅原定住推進・雇用労働室労働課長 今の意見を踏まえてちょっと検討させていただきます。

○宮本ともみ会長 御検討をお願いします。

では、本田委員、お願いします。

○本田純委員 最低賃金の引上げというものは、私どもも仕事柄、中小企業と常にお付き合いをしておりますので、非常にどこも大変だ、大変だとは言いながらも、ただもちろん法律ですので上げなければいけないので、実質は上げております。それで、その上げることの大変さよりも、実際上げることによって、今度扶養の範囲内で働きたいという要望の下、労働時間を短くしたいというのが結構パートの方とかは御要望があるのです。特に今50人規模以上のところは週に20時間以上で社会保険加入とかということになっておまして、もう今の最低賃金ですと20時間未満にしなければ、その会社が社会保険入らなければいけない基準に該当してしまうというふうになっておりますので、そうすると20時間未満にして雇用保険も外して本当に短時間で働く選択をするのかとなると結構そういう御要望もあつたりして、そこでますます、先ほど佐藤委員からも人手不足の話ありましたけれども、そういう形で人手不足が加速するというような、何か変な悪循環に陥っているなというふうに感じています。

また、来年にはもっと社会保険の適用拡大になって、36人以上のところがあるという条件、基準になっていきますと、またそのときにもそういう話が出てきてということで、その最低賃金上がると同時に、これはもう国の話になるの

だと思うのですが、扶養の範囲とか、130万とか、やっぱりそういったところを一緒に議論していただかないと、すごくいびつな構造になっているなというふうに感じています。

以上です。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。役重委員、お願いします。

○役重眞喜子委員 私からは、この最賃の部分の意見交換ということではあるのですけれども、それも含めて全体のコメントを3点ほどさせていただきたいと思います。

1つは、こちら今、中小企業支援策ということで御説明いただいたのですけれども、その事業の制度の説明だけではなく、もちろんそれも必要なのですけれども、この事業によってどういう成果があり、あるいはどういう課題があるのかということをしっかりお伝えさせていただきたいなと思います。

継続事業に関しては、もちろん実績とか、それからこんな事業があってもなかなか使えないのだよねとか、先ほどの錦山委員のように、例えば上限がねとか、いろいろな御意見があろうかと思えます。あるいは今後の新規事業ということに関しても、事業構築する上で、商工会なり事業者なりいろいろ御意見を聞いていらっしゃるのだと思えます。そこら辺をぜひ教えていただき、それを踏まえて審議できるような審議会であるといいなということが1点です。

2点目なのですけれども、それに関連をするかと思えますけれども、先ほど佐藤委員からの人手不足という点がありました。これは本当に大変な問題です。自治体も大変で、自治体と民間ともう三つどもえで、みんな人の奪い合いになっているという状況です。あらゆるものが、例えばお金がないというよりは、やっぱり人がいないということが全てのボトルネックになりつつある時代かなと思っています。

そうした中で、最賃を上げるというメッセージはもちろん大事なのですけれども、この最賃を上げるということに非常に影響を受ける業態あるいは産業構造の中で、またそれとは別の問題を抱える事業者というものがやっぱりいると思うのです。この人手不足を支援していくというときに、やっぱり最賃を上げていくということだけでは何ともならないわけです。

話が飛ぶのですけれども、私が今大学で学生のインターンシップの委員会の役をしております、学生のインターンシップに伴走し、そしてその成果をレポートで全部チェックするという役をやっています。その学生たちの中で明らかなのは、何十人いて何十人ともがレポートの中で触れているのは、やはり自分はこれ体験する前は仕事を選ぶというのは賃金であったと。賃金が幾らか、福利厚生がどうだというところで判断をしていたのだけれども、実際体験をして、熱心に消費者あるいは住民に対して、どうすればその彼らのサービスを上げられるかというところに人生をかけてるという人たちに出会って、全くそれは違ったのだなということに気づいていくというプロセスが明らかなのです。

ということはですね、やはりインターンシップ一つ取っても、そこはマッチング、本当に個別にマッチングができるか、あるいはそういうメッセージをちゃんとインターンシップ生に伝えられるようなインターンシップをできるスキルやノウハウを事業者が持っているかみたいなのところがすごくこれから大事になってくるのだということです。

市町村課のほうの主催で商工労働部からたしか参加いただいていたのですが、私も、私が県大との共催で人材育成シンポジウムというものをこの1月にやらせていただきました。その中では、民間のNPOとかが取り組んでいるUターンとかIターン者へのマッチングとか、大学生と、本当に地域の中で名も知られていないのだけでも、すごくスキルを持っている事業者とのマッチング、こういったものを積極的にやっつけていってほしいので、ぜひ行政もこれと連動して、そういったあたりを支援するというのをこれからも考えていただきたい。商工労働観光部として考えていただきたいなと思っています。

3点目は、この条例の全体の話なのですが、この実効性というところが私は常に気になっています。公契約条例というものがいろいろ騒がれた時代もありましたけれども、そこから時代を経て、かなりこういうマイルドな形の条例に全国的にはなっていると思うのです。つまり罰則とかはなく、要するに抽出の調査報告で見るみたいなことですね。それはそれでいいのではないのかなという点もあるのですが、やはり先ほど報告の中で、どの程度カバーしているのかと私が聞いたのはそこなのですが、報告というのは毎年何件かずつというふうに決まっているので、これはある程度予想されていたのではないかな。形骸化されないとか、準備していれば、別に悪いことを書く報告書を出さないと思うので、やっぱりその点で常にとこの条例の実効を図るためには、例えば契約の中で、設計の中でやっぱりきちんと賃金水準が確保されて、それが履行されているかというのを……どうしたらいいのか、私も分からないのですが、例えば抜き打ち的にこういうものをちゃんとその年に決めて調査をしてみるとか、そういったところも必要なベースに入っているかなというふうに今思っています。ということで、ちょっと条例の実効性とかも含めていろいろとお考えいただければありがたいと思っています。

以上です。

○宮本ともみ会長 ありがとうございます。

3点御意見いただいています。1つ目は支援事業、内容も大事だけれども、成果や課題というものも説明が欲しかったというところですね。それから2つ目は、人手不足と関連しまして、インターンシップの経験を基に、全体構造の中で何が大事なのかというのでしょうか、最賃を上げればいいのかというだけの問題ではないというあたりと、それから3つ目はこの契約審議会の実効性ですね。それをどういうふうに盛り込んでいったらいいか、どうしていったらいいのかという課題をお示しいただきました。

皆様ありがとうございます。委員の皆様から大変貴重な御意見いただきましたので、これを参考に今後の県の取組を進めていただきますように、県のほうもよろしく願いいたします。

以上をもって議事を閉じさせていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○菅原労働課長 宮本会長、大変ありがとうございました。

6 その他

○菅原労働課長

議会の12月定例会において契約審議会に係る質疑があり、これに対し、県としては関係部局との情報交換を行ったこと、今後契約審議会で検討すべき事項や制度的課題について整理を行っていくことについて報告を行った。

その他は特になし。

○菅原労働課長 では、本日の議事録につきましては事務局で作成の上、追って皆様に御確認をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで、先ほども若干ございましたが、本審議会の委員の関係で御連絡がございます。本審議会の宮本委員が今年度末で御退任されるということでございます。宮本会長から一言御挨拶いただければと思います。

○宮本ともみ会長

一言御挨拶、簡単に申し上げたいと思います。私、この審議会は冒頭からずっと関与してきました。事務局にお尋ねしたところ、平成27年の6月に審議会が始まりまして、平成28年、翌年に条例が施行されております。そのときには、主に連合が全国的に県が締結する契約に基本理念を盛り込んで、実効性を持って実現していこうという主張を強調しておりました。岩手県も、それをやろうということで、取り組みが始まりました。

審議会は、最初に、何に取り組んでいくのかということの策定に取り組みました。何を盛り込んで、どういうふうにしていくという当時の審議は、非常に大変だったなという記憶があります。

当初は、契約の透明性とか労働者の適正な労働条件、これが強調されておりました。最賃よりももっと県契約は高い賃金を上げるべきだというような議論も随分激しく行われたなということも思い出します。

ですが、この10年余りの内容を見てもみますと、契約の透明性とか労働者の適正な労働条件についてのチェックはルーチン化してしまっているという感じがあります。先ほど役重委員からもありましたように、実効性の確保ということで、今後は新たにどういうものを盛り込んでいくのか、そういったことにもう少し踏み込むフェーズに変わったのではないかとということも、そうなのかもしれないと思ってお聞きしました。

これからは、契約審議会と直接関係しないかなと思うような意見交換の中で、社会情勢への適応、そのためには契約審議会の取組をどうしたらいいのか、どうすべきなのかということにきているのだなというふうに思っています。

皆様には継続的に審議いただき、実現に努めていただきたいということを願っております。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○下川定住推進・雇用労働室長

宮本会長への御礼の御挨拶を行った。

7 閉 会

○菅原労働課長 それでは、これをもちまして本日の一切を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。